

## 第4期第4回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

開催日 : 令和2年10月6日

開催方法 : 書面

### 次第

#### 1 審議事項

第1期横浜市子ども・子育て会議支援事業計画（平成27～令和元年度）の点検・評価について

（会議資料）

【資料1】 青少年部会委員名簿

【資料2】 第4期第4回子ども・子育て会議青少年部会の開催内容及び方法について

【資料3】 令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

【資料4】 令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

【資料4－別紙1】 子ども・子育て支援事業計画 基本施策②・④

【資料4－別紙2】 子ども・子育て支援事業計画 各年度実績

【資料4－別紙3】 D 評価の理由及び今後の対応について

【参考】 横浜市が取り組む青少年施策

# 横浜市子ども・子育て会議 青少年部会

資料 1

◎: 青少年部会部会長 ○: 青少年部会職務代理者  
【敬称略 50音順】

任期: 平成30年11月1日～令和2年10月31日

	所属・役職 等		氏名	備考
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長		いづか のぼる 飯塚 昇	臨時委員
2	神奈川県弁護士会		いはら あやこ 井原 綾子	臨時委員
3	K2インターナショナルグループ NPO法人ヒューマンフェローシップ 代表理事		いわもと まみ 岩本 真実	臨時委員
4	横浜市立中学校長会(大道中学校 校長)		かつ しゅんいち 勝 俊一	臨時委員
5	特定非営利活動法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション 施設長		くまべ りょうこ 熊部 良子	臨時委員
6	横浜市立高等学校長会(横浜総合高等学校 校長)		こいち さとし 小市 聡	臨時委員
7	静岡県立大学 国際関係学部 教授	◎	つとみ ひろし 津富 宏	委員
8	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 教授		なかむら みやこ 中村 美安子	臨時委員
9	駒澤大学 総合教育研究部 教授	○	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	委員
10	都筑多文化・青少年交流プラザ 館長		はやしだ いくみ 林田 育美	臨時委員
11	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長		へんみ しんいち 辺見 伸一	委員
12	横浜市民生委員児童委員協議会 理事		やなだ りえこ 梁田 理恵子	臨時委員

子ども・子育て会議青少年部会資料  
令和 2 年 10 月 6 日  
横浜市こども青少年局青少年育成課

## 第 4 期第 4 回子ども・子育て会議青少年部会の開催内容及び方法等について

### 1 開催内容

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行っています。子ども・子育て会議青少年部会（以下、「青少年部会」）においても、その所掌事業について、令和元年度の実施状況に関し点検・評価を実施させていただきます。

つきましては、以下の「2 開催方法」及び「3 意見書提出の手順」に沿って青少年部会を書面にて開催させていただきますので、資料をご確認いただき、【様式】「意見書」のご提出をお願いいたします。

なお、意見書には各事業の今後の取組の方向性や目標設定、その他についてご意見をいただきますようお願いいたします。

### 2 開催方法

(1) 通知文及び資料を送付（メール及び郵送）

(2) 意見・質問を提出

・【様式】「意見書」に意見・質問を記入

※意見の提出にあたっては、【様式】「意見書」を使用せず、任意の様式やメール本文にご意見を記入していただいても差し支えありません。

・メールにて事務局（E-mail：[kd-ikusei@city.yokohama.jp](mailto:kd-ikusei@city.yokohama.jp)）に提出

（※〆切 10 月 13 日（火）まで）

・意見書のご提出をもって会議への出席とさせていただきます、後日謝金をお支払いさせていただきます。

(3) (2) に対して必要に応じ事務局が回答

### 3 意見書提出の手順

(1) 【資料 3】「令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について」に記載されている「2 点検・評価の実施方法」の「進捗状況及び有効性に関する段階評価」、「今後の展開の評価」等の内容について確認してください。

(2) (1) で確認いただいたことをもとに、基本施策②・④の所管課が作成した【資料 4】「令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案」の内容についてご確認いただき、ご意見ををお願いいたします。

なお、基本施策②・④の内容及び関連事業の目標値・実績については、【資料 4－別紙 1】「子ども・子育て支援事業計画 基本施策②・④」と【資料 4－別紙 2】「子ども・子育て支援事業計画 各年度実績」に記載されていますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

また、進捗状況が D 評価だった指標及び主な事業・取組については、その評価の理由などを【資料4－別紙3】「D 評価の理由及び今後の対応について」にまとめさせていただきましたので、こちらについても必要に応じてご確認をお願いいたします。

- (3) (2)の結果、【資料4】「令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案」の内容や各事業の今後の取組の方向性、目標設定等についてご意見がある場合、【様式】意見書にご意見を記入し事務局（E-mail：kd-ikusei@city.yokohama.jp）にご提出をお願いいたします。

担当：横浜市こども青少年局青少年育成課 富田、松田  
住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
TEL：045-671-2324、FAX：045-663-1926  
E-mail：kd-ikusei@city.yokohama.jp

## 令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

### 1 子ども・子育て会議における点検・評価の実施について

横浜市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27～令和元年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

### 2 点検・評価の実施方法

点検・評価にあたっては、実績数値の評価に加えて、数値だけでは把握できない部分について、施策を推進する過程の評価や必要に応じて市民ニーズの把握等を行うこととし、次の視点から点検・評価を行います。

#### (1) 進捗状況及び有効性に関する段階評価

○進捗状況：各施策における指標、主な事業・取組について、目標値に対する進捗状況を 4 段階で評価します。

A：計画以上に進んでいる。	B：計画どおりに進んでいる。
C：計画より若干遅れている。	D：計画より大幅に遅れている。

○有効性：各施策の主な事業・取組について、利用者、実施事業者からの意見・評価を踏まえ、当該事業・取組が市民生活等の向上にどの程度貢献したかを 4 段階で評価します。

A：市民生活等を向上させることができ、利用者、実施事業者からの評価も高い。
B：市民生活等を向上させることができた。
C：市民生活等を向上させることができたとは言えない。
D：市民生活等を向上させることができず、利用者、実施事業者からの評価も低い。

※有効性の評価にあたり、利用者や実施事業者へアンケートやヒアリング等を行っています。

#### (2) 今後の展開の評価

○施策ごとに計画推進に向けた課題や、新たな行政課題への対応を検討し、これらを踏まえ、主な事業・取組の今後の展開（推進、見直し、休止・廃止）を評価します。

### 3 点検・評価の実施予定

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

各部会	所掌する基本施策
子育て部会	基本施策 1 及び 3 の一部、基本施策 5～9
保育・教育部会	基本施策 1 及び 3 の一部
放課後部会	基本施策 1 及び 2 の一部
青少年部会	基本施策 2 の一部及び 4

<参考>各部会の所掌事業について（平成28年11月～）

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
基本施策①	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援	○ ※1	○ ※2	○ ※3	
基本施策②	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進			○ ※4	○ ※5
基本施策③	障害児への支援	○ ※6	○ ※7		
基本施策④	若者の自立支援の充実				○
基本施策⑤	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策⑥	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策⑦	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止	○			
基本施策⑧	児童虐待防止と社会的養護体制の充実	○			
基本施策⑨	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進	○			

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する 5年間の量の見込み、確保方策		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
保育・教育に関する施設・事業(保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)			○		
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○			
乳幼児家庭全戸訪問事業		○			
子育て短期支援事業		○			
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業		○			
病児保育事業		○			
利用者支援に関する事業		○ ※8	○ ※9		
時間外保育事業			○		
放課後児童健全育成事業				○	
地域子育て支援拠点事業		○			
一時預かり事業 子育て援助活動支援事業		○ ※10	○ ※11		

- ※1 病児保育
- ※2 保育・教育全般
- ※3 放課後施策
- ※4 放課後施策、プレイパーク
- ※5 放課後施策、プレイパークを除く
- ※6 障害児施策全般
- ※7 障害児保育・教育
- ※8 全体調整+地域子育て支援拠点
- ※9 保育・教育コンシェルジュ
- ※10 乳幼児一時預かり、子育てサポートシステム等
- ※11 一時保育、幼稚園預かり保育等

## 令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

## 【基本施策②】 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

## ■これまでの主な取組

- 青少年の健全育成のため、青少年関係施設及び事業を運営するなど、青少年の交流や体験活動の機会を充実させました。
- （公財）よこはまユースへの補助事業として、青少年指導員や民生委員・児童委員、PTA等を対象に、子ども・若者を取り巻く課題を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する「子ども・若者どこでも講座」を60回実施しました。

## ■取組による成果

- 青少年の地域活動拠点づくり事業の実施や、青少年関係施設の運営等により、子ども・青少年に対して居場所や多様な体験活動の機会を提供したことで、それぞれの成長過程に応じた社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養いました。
- 「子ども・若者どこでも講座」を通して、青少年の成長や課題を理解し、適切に青少年と関わることでできる人材の育成を図ることができました。

## ■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 引き続き、青少年の居場所や多様な体験機会の積極的な提供により、子ども・青少年の社会性や協調性、主体性等を育み、社会参画に向かう力を養います。
- 青少年の健全育成の推進のため、青葉区に青少年の地域活動拠点を新規に設置します。また、都筑区において青少年の地域活動拠点のスタッフが地域に出向き、地域人材や既存施設との連携を強化することで、地域で青少年を見守る環境づくりを推進するとともに、青少年の抱える課題を早期に把握し、支援につなげます。

＜指標＞				＜元年度の振り返り＞			
No.	施策	指標	計画策定時	元年度末の目標	元年度末時点	進捗状況	所管課
1	2	青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人	34,510人	D	青少年育成課
2	2	将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%以上	67.1%	C	教育委員会事務局 小中学校企画課

＜主な事業・取組＞							＜元年度の振り返り＞								
No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	【直近の状況】		進捗状況	元年度の取組	元年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
							元年度 目標値	元年度末 時点							
1	2		青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所	-	6か所	D	<p>中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。</p> <p>設置数については、平成29年度に磯子区に新規設置して以降、増えていない。</p> <p>しかし、令和元年度まで青葉区と実施していた「市が尾ユースプロジェクト」により区内での青少年育成に係るノウハウが積み重なり、気運が高まったことから、令和2年度の拠点の新規設置予算計上に繋がった。</p> <p>また、令和元年度は、平成30年度に整理した事業の方向性に基づき、都筑区の拠点において、地域人材・支援団体との連携体制の構築・強化に取り組むための予算計上に向けた検討を行った。</p>	105,994千円	B	<p>事業者は「青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。</p> <p>利用する青少年からは「家が落ち着かない時に行ける場所になっている」、「気軽にスタッフと話すことができ、自分にはなかった考え方を得られた」、「異年齢(大人・先輩)の人と話すことに抵抗がなくなった」などの声があった。</p> <p>「3月は新型コロナウイルス感染症拡大により閉館せざるを得なかったが、こうした状況下においても青少年に体験活動の提供ができる手法について考えていきたい。」との声が事業者から聞かれた。</p>	推進	青少年育成課
2	2		青少年の自然・科学体験活動の推進	施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	465,500人	-	395,227人	B	<p>野島青少年研修センター、野外活動センター3か所、こども科学館の運営及び道志村キャンプ場の市民優待サービス事業等の自然・科学体験事業を実施し、多様な体験活動の機会を提供することで、青少年の健全育成を推進した。</p> <p>令和元年度は台風や新型コロナウイルス感染症の影響により、施設を休館にしたため、目標の参加者数を下回っている。</p>	389,732千円	A	<p>事業者は、「積極的な広報や施設の特徴を活かしたプログラムの実施により、多様な体験活動の機会を提供することができた」と評価している。</p> <p>また、利用者からは、「貴重な体験ができた」「子どもたちの自主性が育まれるプログラムとなっており、今後も活用したい」など、高い満足度が得られており、青少年の交流や体験活動機会を充実させることができている。</p>	推進	青少年育成課
3	2		寄り添い型学習等支援事業	実施区数	12区 (25年度)	18区	-	18区	A	<p>生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、13区14か所で寄り添い型生活支援事業、18区で寄り添い型学習支援事業を実施した(令和元年度拡充か所数 寄り添い型生活支援事業:2か所)。</p> <p>寄り添い型生活支援事業では、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を開けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。</p> <p>支援を必要とする小・中学生は各区にいと想定されるため、引き続き、事業の拡充を進めていく。</p> <p>寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めた。また、高校中退防止の取組として、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。</p> <p>また、高校中退者等も含む15～概ね18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報や体験機会の提供等を行う「高校生世代支援事業」を7区でモデル実施した。</p>	<p>・寄り添い型生活支援事業: 131,713</p> <p>・寄り添い型学習支援事業: 229,803</p>	A	<p>寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分ももっと頑張って、将来はきちんと仕事をした」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれた。</p> <p>寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声も聞かれた。</p> <p>子どもたちからは、「周りに自分の意思を伝えられるようになった」、「ここに来るようになって前の自分よりも明るくなり、前に一歩踏み出した気がする」、「自分の目標に向かって頑張りたいと思った」という声が聞かれた。また、高校進学を意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。</p>	推進	青少年育成課 健康福祉局生活支援課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	元年度 目標値	元年度末 時点	進捗状況	元年度の取組	元年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	2		子どもの体力向上事業	-	参加者数: 67,579人 実施回数: 783回 (25年度)	(推進)	-	参加者数: 76,829人 実施回数: 705回	A	子どもたちが主体的・日常的に体を動かし、適切な運動習慣を身に付けることを目的として、小学校の中休みや放課後の時間に、地域のスポーツ指導者などを派遣し、子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会を提供した。	580千円	A	実施した学校の先生から「体幹が鍛えられ怪我をする子が減った。」「体力テストの改善がみられた。」「高学年が低学年に教えるなどの自発的な活動に続いている。」などの意見があり、効果が見られた。	推進	市民局スポーツ振興課
5	2		青少年育成に係る人材育成・活動推進	「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	64回	-	60回	B	社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースへの補助事業として、子ども・若者を取り巻く課題を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する、「子ども・若者どこでも講座」を実施し、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活性化と効果的な推進を図った。 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を予定していた4件の講座を中止した。	3,380千円	A	実施事業者は、「地域で青少年に関わっている青少年指導員、民生委員・児童委員やPTA、保護者、学校教職員などが青少年の抱える課題や現状について学び、新たな気づきを得る場を提供できている」と評価している。 利用者からは、「地域の方々と子ども達について考える良い機会となった」、「講座終了後、保護者同士で話し合うことができ、とても良い学びの場となった」という意見を頂いた。	推進	青少年育成課
6	2		発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進	小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	18ブロック	-	累計11ブロック	D	キャリア教育実践推進校を設置(小学校1校)し、中学校ブロックの中学校との学びをつなぐ系統的な自分づくり教育の実践を推進し、当該校の全体計画・指導計画の検証に取り組んだ。	420千円	B	推進校は、自分づくり教育の実践を通して、地域の人材を活用することの重要性を実感することができたが、推進校の拡充への課題が残った。	推進	教育委員会事務局 小中学校企画課



# 令和元年度 横浜市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価案

## 【基本施策④】 若者の自立支援の充実

### ■これまでの主な取組

- 若者自立支援機関等（青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション及びよこはま型若者自立塾）における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- 地域ユースプラザが、区役所でのひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談や各区でのひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施するなど、より身近な地域に出向いた支援等に取り組みました。
- 経済状況や養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもへの生活・学習支援として、寄り添い型生活支援事業を13区14か所（令和元年度新規2か所）で実施しました。また、高校進学に向けた寄り添い型学習支援事業の受入枠を拡大するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを強化しました。

### ■取組による成果

- 若者自立支援機関等での継続的な支援により、利用者のうち1,198人の方に、「進学・就労した」など、自立に向けた改善がみられました。
- 寄り添い型生活支援事業では、安心して過ごすことのできる環境の中で支援を行うことにより、子どもたちが基本的な生活習慣などを身に付けることができたほか、支援スタッフなど、親以外の新たなロールモデルと接することで、将来の夢や進学に向けた学習意欲の向上等につながるなどの成果が見られました。

### ■今後の取組の方向性（計画推進に向けた課題、新たな行政課題への対応など）

- 困難を抱える若者への支援として、引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。また、地域に出向いた相談や支援者向けの研修・啓発を継続的に実施するとともに、相談しやすい環境整備の推進や、若者自立支援機関で行う直接支援に加え、専門機関として支援を行うことで、間接的に様々な場所や手法で必要な人に支援が届くよう、取り組みます。
- 寄り添い型生活支援事業については、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が必要な支援を受けられるよう、実施箇所数の増を行うなど事業を拡充します。
- 青葉区に青少年の地域活動拠点を新規に設置し、また、都筑区において青少年の地域活動拠点のスタッフが地域に出向き、地域人材や既存施設との連携を強化することで、地域で青少年を見守る環境づくりを推進するとともに、青少年の抱える課題を早期に把握し、支援につなげます。

<指標>				<元年度の振り返り>			
No.	施策	指標	計画策定時	元年度末の目標	元年度末時点	進捗状況	所管課
1	4	若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人	1,870人	<b>D</b>	青少年育成課
2	4	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人	1,198人	<b>C</b>	青少年育成課

<主な事業・取組>							<元年度の振り返り>								
No.	施策	確保方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	【直近の状況】 元年度目標値	元年度末時点	進捗状況	元年度の取組	元年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	4		青少年相談センター事業	延べ利用者数	18,894人 (25年度)	21,600人	-	23,239人	<b>A</b>	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行った。特にひきこもりや不登校など困難を抱える若者に対しては、集団支援プログラムや野菜販売、レストラン接客等の社会参加体験事業を実施し、自立に向けて対人交流の場を広げていけるよう支援した。 また、若者自立支援の中核機関として、子ども・若者に携わる地域関係機関・団体を対象に、若者相談支援スキルアップ研修や職員技術研修を行った。	54,339千円	<b>A</b>	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人94%、家族99%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。	<b>推進</b>	青少年育成課
2	4		地域ユースプラザ事業	延べ利用者数(区専門相談含む)	19,040人 (25年度)	22,000人	-	17,191人	<b>D</b>	思春期・青年期の総合相談や居場所の運営等を実施した。 また、支援につながっていない若者を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に、区民にとってより身近な区役所で、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談を実施した。(全区、月2回、3月は新型コロナウイルス感染防止のため中止) 30年度からは、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を17区で実施した。(計39回実施、新型コロナウイルス感染防止のため、2回開催中止) 新型コロナウイルス感染防止のため、3月は電話相談以外の事業を休止したこともあり、地域ユースプラザ利用者は減少した。しかし、各ユースプラザが市民に身近な区役所で事業展開した結果、区の関係課を通じて、一人ひとりの状況に応じた身近な支援機関につなぐケースが出てきており、個別ケースを通して、地域ネットワーク構築が進んでいる。	135,421千円	<b>B</b>	利用者アンケートでは、利用満足度(満足・やや満足)が本人93.3%と高く、自立に向けた支援が受けられているとの意見が多い。 事業者からは、各区役所での専門相談及び30年度から開始したひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施により、区役所等とのつながりが強まり、速やかに適切な支援を届けることができているとの評価があった。	<b>推進</b>	青少年育成課
3	4		若者サポートステーション事業	延べ利用者数	18,990人 (25年度)	25,000人	-	15,843人	<b>D</b>	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援した。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援した。 若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されているが、新型コロナウイルスの感染拡大前は、ハローワークの利用者数も前年度比で減少しており、好景気が影響している可能性が考えられる。 なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和元年度末は、対面相談やプログラムを休止し、利用者が相談しやすいよう配慮した上で、電話やオンラインでの相談を実施した。	46,156千円	<b>B</b>	利用者は、相談支援の利用によって、自身を客観的に見つめ直し、就労訓練の利用によって様々な仕事にチャレンジし周囲とのコミュニケーションを積極的に取れるようになるなど、自立に向けて踏み出すことができている。 利用者からは、スタッフがじっくり話を聞いてくれ、安心して相談ができた、サポステを利用するうちに目標ができ、それに向かって努力しているという前向きな声が聞かれている。 事業者は、働き方の多様化や景気の影響などにより利用者数が伸びていないことについて、支援を必要とする若者へ周知が行き届いていないことも一因と考えており、今後は若者やその保護者、各支援機関等への広報を強化すべきと考えている。	<b>推進</b>	青少年育成課

No.	施策	確保 方策	事業・取組名	目標	計画策定時	元年度末の目標	元年度 目標値	元年度末 時点	進捗状況	元年度の取組	元年度予算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
4	4		生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	延べ利用者数	6,627人 (25年度)	8,500人	-	6,978人	C	若者サポートステーション等の支援につながった若者のうち、生活困窮状態及びそれ以外の複合的な課題を抱える若者に対し、熟達した支援スキルを活かし、自立に向けた相談をはじめ、関係機関への同行支援やつなぎなど総合的な支援を行った(よこはま若者サポートステーション、湘南・横浜若者サポートステーションへの委託により実施)。また、自らSOSを発することができない若者に対する早期支援として高校等へ出張相談等を行い、積極的な働きかけによる早期解決のための支援を行った。	71,929千円	B	利用者は、相談支援の利用によって、本人の現状や内面を整理し、できることから行動に移すことで、抱えている複合的な課題を、個人差はあるが、一つずつ着実に解決している。 事業者からは、若者サポートステーション事業と連携し、一体的相談窓口を設けることで、様々な困難を抱え、支援を必要としている若者に対して、速やかに適切な支援を届けることができていたとの評価があった。 生活困窮者自立相談支援事業は、区福祉保健センターだけでなく、サポステでも実施していることの周知を行い、困難を抱える若者の利用につなげていきたい。	推進	青少年育成課
5	4		よこはま型若者自立塾	利用者数 ①短期合宿型 ②長期合宿型(180日間)	①954人 ②13人 ×180日 (25年度)	①1,374人 ②50人 ×180日	-	①577人 ②20人 延べ2,389日	D	長期にわたってひきこもり状態にある若者について、低下した体力を回復するための体力づくりを行うとともに、共同生活を通じて、生活リズムの改善や他人との関わり方を習得するなど、それぞれの若者の状態に応じた支援プログラムを実施した(実施プログラム:短期合宿型訓練「ジョブキャンプ」、長期合宿型訓練、特別プログラム「うんめえもん市」、生活困窮者向け就労準備支援事業等)。 利用者のうち半数以上の方が次のステップにつながるなど、事業の成果が確認できている。 利用者数については目標数に達していないため、改善に向けた検討が必要と考えている。	37,166千円	B	参加者からは、「事業に参加したことで、チャレンジすることの大切さが分かった。今後はそれを忘れずにより精進していきたい」、「働く楽しさや人の温かさに触れることができた」、「次のステップにつなげていきたい」など、前向きな感想が聞かれた。 事業者からは、「利用者が当事業を通して、生活スキルや社会スキルを身に付けることができていて、利用者数が増えているが、課題を感じている。今後は、関係機関への事業説明等を行うことで、利用者数の増加を図ってほしい」などの意見があった。	推進	青少年育成課
6	4		寄り添い型学習等支援事業(基本施策②の再掲) ※平成28年度より、以下の2事業に変更 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管) ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管)	実施区数	12区 (25年度)	18区	-	18区 ・寄り添い型生活支援事業(こども青少年局所管):13区 ・寄り添い型学習支援事業(健康福祉局所管):18区	A	生活保護世帯及び生活困窮状態にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等を対象に、13区14か所で寄り添い型生活支援事業、18区で寄り添い型学習支援事業を実施した(令和元年度拡充か所数 寄り添い型生活支援事業:2か所)。 寄り添い型生活支援事業では、手洗い・うがいや歯磨き、食事の準備・後片付け等の基本的な生活習慣や、学校の勉強の復習・宿題等の学習習慣を身に付けるための支援を行った。また、家庭的な雰囲気の中で保護者以外の大人と過ごすことで、それまで落ち着きのなかった子どもがスタッフの話を聞けるようになる、スタッフに悩みを相談できるようになる等の変化が見られた。 支援を必要とする小・中学生は各区にいと想定されるため、引き続き、事業の拡充を進めていく。 寄り添い型学習支援事業では、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進するほか、進学後のフォローを行うことにより、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めた。また、高校中退防止の取組として、中学校時代に築いた信頼関係などを活かし、居場所や学び直しの場の提供や面談を通じた状況確認等各区の実情に応じた取り組みを行った。 また、高校中退者等も含む15～概ね18歳の高校生世代に対し、将来の選択肢の幅を広げる目的で、社会生活に関する様々な情報や体験機会の提供等を行う「高校生世代支援事業」を7区でモデル実施した。	・寄り添い型生活支援事業:131,713千円 ・寄り添い型学習支援事業:229,803千円	A	寄り添い型生活支援事業実施事業者からは、利用している子どもたちについて、手洗い・うがいや食卓の準備・後片付けなどの基本的な生活習慣が身についた、他の利用者やスタッフに対して挨拶ができるようになったなどの効果が見られているという声が聞かれた。 子どもたちからは、「今まで家であまりやらなかった料理をするようになった」、「自分はもともと頑張って、将来はきちんと仕事をしたい」、「ここ(生活支援事業)にずっと参加したい」など、様々な声が聞かれた。 寄り添い型学習支援事業実施事業者からは、「前向きに変化していく子どもたちの姿が見られ、やりがいを感じている」等の声が聞かれた。 子どもたちからは、「周りに自分の意思を伝えられるようになった」、「ここに来るようになって前の自分よりも明るくなり、前に一歩踏み出せた気がする」、「自分の目標に向かって頑張りたいと思った」という声が聞かれた。また、高校進学の意識が高まり、目標に向かって勉強に取り組む中学生が多く見られた。	推進	青少年育成課 健康福祉局生活支援課
7	4		青少年の地域活動拠点づくり事業(基本施策②の再掲)	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所	-	6か所	D	中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる場を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援した。 設置数については、平成29年度に磯子区に新規設置して以降、増えていない。 令和元年度まで青葉区と実施していた「市が尾ユースプロジェクト」における区内での青少年育成に係る意識・ノウハウの向上を令和2年度の拠点の新規設置予算計上に繋げた。 また、令和元年度は、平成30年度に整理した事業の方向性に基づき、都筑区と拠点の人員体制強化のモデル事業の予算化に向けて検討を行った。	105,994千円	B	事業者は「青少年が気軽に安心できる場と交流機会を提供し、青少年の出会いと仲間づくりに貢献できている。地域資源を活用した社会参加プログラムの実施により、青少年期に必要な社会体験の機会を提供できている。」と評価している。 また、「新型コロナウイルスを想定した「新たな生活様式」を実践しながら、青少年に体験活動を提供し続けることは難しいが、今だからこそできるものをスタッフ全員で考えていきたい」という声も聞かれた。 利用する青少年からは「家が落ち着かない時に行ける場所になっている」、「気軽にスタッフと話すことができ、自分にはなかった考え方を得られた」、「異年齢(大人・先輩)の人と話すことに抵抗がなくなった」などの声があった。	推進	青少年育成課

**基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進****現状と課題****◆子ども・青少年育成施策の必要性**

- 子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであり、子ども・青少年の育成を考える上で、この育ちの連続性を視野に入れることが非常に重要です。
- 学齢期は、生きる力を育み、心身の調和がとれた発達を図る重要な時期です。そのため、放課後等の活動を通じて社会性や自立性を身に付けられるようにしていくことが必要です。
- 一方、「第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題」でも述べたように、世帯当たりの子どもの数の減少、単身世帯の増加といった家族のあり方の変化、地域での支え合いなどのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、子ども・青少年が人とのつながりや支え合いの中で、自分のことを認めてくれる身近な人に出会い、自己肯定感を育んでいくことが難しくなっています。
- 自己肯定感の低下、他者とのつながりの希薄化、居場所がないことなどのリスクが背景にあることから、ちょっとしたつまずきにより、困難な状況がより深刻化する危険性が高まっています。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、様々な困難に直面している子ども・青少年に対して、安心して過ごすことのできる環境の中で、自己肯定感を持ち、自分らしさを発揮し、社会で自らの生き方を切り拓いていく力を身に付けられるよう、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

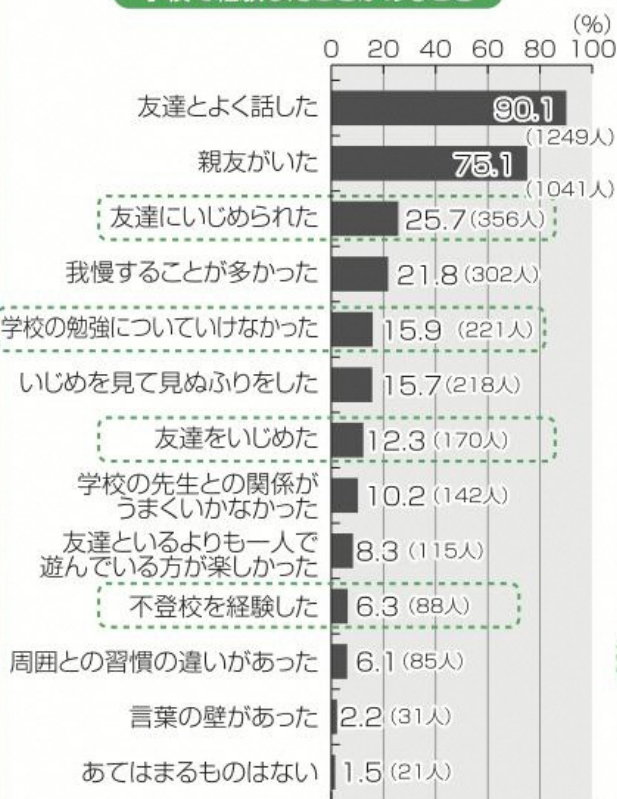
**◆地域活動の活性化や人材の育成**

- 学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率が低下傾向にあるなど、近年、子どもの体験活動の場や機会の減少が指摘されています。子ども・青少年が様々な体験活動を通じて、自ら成功や失敗、思いどおりにいかないことに向き合う経験を重ねたり、様々な文化、知識、考え方等に触れて興味、関心を広げたりすることで、自主性や自己選択力を育ていけるよう、青少年育成のための活動の活性化と効果的な推進を図る必要があります。
- 子ども・青少年の育ちを支えるには、子ども・青少年育成に取り組む様々な関係機関や地域が連携して、子ども・青少年一人ひとりを理解し受け止めながら、継続して見守っていくことが重要です。そのため、子ども・青少年の育ちに関わる人々が子どもたちに適切な支援を行えるよう、人材を育成していく必要があります。
- 一方、子どもの育ちや青少年の社会参加を支援することは、地域における多世代交流や住民活動の活性化にもつながります。子ども・青少年の意見を大人が積極的に聞き、地域社会づくりに生かしていくことで、子どもも大人も暮らしやすく、活気にあふれるまちが生まれます。これまで以上に、小中学生・高校生等が地域の様々な活動に参加する機会を増やすことで、子ども・青少年の育成とまち全体の活力向上につなげていくことが望まれます。



### 家庭や学校で経験したこと

#### 学校で経験したことがあること



#### 家庭で経験したことがあること



※15歳から39歳の子ども・若者(3,000人)を対象にアンケート調査を実施。  
「家庭や学校で経験したことがあること」を訪ねた設問の回答(複数回答可)

N=1386人

<出典>平成24年度 横浜市子ども・若者実態調査

【参考】 <学校で経験したこと>

- 「友達にいじめられた」(25.7%)、「友達をいじめた」(12.3%)、「学校の勉強についていけなかった」(15.9%)、「不登校を経験した」(6.3%)などの回答から、多くの子ども・若者が、人間関係や学業面、学校生活において、何らかのトラブルを抱えたことがあると考えられます。

<家庭で経験したこと>

- 「両親の関係がよくなかった」(10.4%)、「親と自分との関係がよくなかった」(6.9%)、「経済的に苦しい生活を送った」(6.1%)、「家からほとんど出ない状態が半年以上続いた」(1.9%)「親から虐待を受けた」(1.7%)などの回答から、家庭の養育環境において何らかの課題を有する可能性が高い子ども・若者が少なからず存在することも分かりました。

## 施策の目標・方向性

## 1 子ども・青少年が自らの生き方を考え、進路を選択する力が身に付けられる環境を整えます。

- 多様な人と関わらうとともに、様々な活動、文化、自然などに触れる機会を増やし、子ども・青少年が豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身に付けられる環境を整えます。
- 小学校就学後の学齢期においては、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした放課後等における遊び・異学年の交流の場が必要です。このため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携・協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
- 多様な人、様々な文化、知識、考え方、自然に触れ、子ども・青少年が心身共に健やかに成長できるよう、青少年関連施設、野外活動センター、プレイパーク等における活動機会、体験プログラム、日常的に体を動かす機会の拡充を図ります。
- 青少年の成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、中学生・高校生世代を中心とした地域参画へのきっかけづくりや、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等を充実させていきます。

## 2 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。

- 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。
- いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、困難を抱える子ども・青少年を取り巻く様々な課題に対し、学校、区役所、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組みます。
- 放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校、区役所及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

## 3 子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。

- 子ども・青少年の育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであるという視点を大切にしながら、子ども・青少年が将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちの力を借りながら、一緒に解決し乗り越えていけるよう支援します。

## ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	142,200人
将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	75%以上

### 【コラム】学齢期の子どもたちの心配事って、誰に相談したらいいの？ どこに行ったらいいの？

学齢期のお子さんについて、相談できる場所・人は身近にあります。  
例えば、各区役所のこども家庭支援課で「子ども・家庭支援相談」を行っています。

乳幼児期の子育てはもちろんのこと、学齢期のいじめ、不登校や思春期の子どもなことなど、18歳までの子どもに関する相談に、保健師、教育相談員、学校カウンセラー、保育士が応じています。皆様の身近にある相談窓口としてお気軽にお声掛けください。



#### <こんな時には…>

- ・仕事と子育ての両立が難しく悩んでいます。
- ・しつけがうまくいかず子供を強くしかってしまいます。
- ・小学校への入学を前に集団生活になじめず心配です。
- ・中学に上がってから学校に行きたがらず困っています。

#### <ご相談には…>

- ・乳幼児から学童期・思春期まで幅広くお応えします。
  - ・保健・教育・福祉の相談員がいっしょに考えます。
  - ・いろいろな専門機関など、必要な情報を提供します。
- ※相談は無料です。秘密は厳守します。

このほか、教育総合相談センターや青少年相談センター（15歳以上が対象）でも、教育相談や不登校・ひきこもり等の相談に応じています。

また、障害のあるお子さんに関する相談については、各区役所こども家庭支援課のほか、障害者地域活動ホームや学齢後期障害児支援事業所等において対応しています。

なお、義務教育において、特別支援教育を必要とする判断や支援についての相談を希望する場合は、特別支援教育総合センターに御相談ください。

## 主な事業・取組 ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

### ○青少年の地域活動拠点づくり事業

青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。

今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

### ○青少年の自然・科学体験活動の推進

青少年の交流や体験活動を充実できるように、青少年施設や野外活動センター等における活動機会、体験プログラムの拡充を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	465,500人

### ○放課後児童育成事業（基本施策①の再掲） ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、様々な取組を実施します。

「はまっ子ふれあいスクール」は、全ての児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進します。

「放課後児童クラブ」は、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供します。

「放課後キッズクラブ」は、学校施設を利用し「はまっ子ふれあいスクール」の全ての児童の交流の場と「放課後児童クラブ」の留守家庭児童対応の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供します。

今後、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブについて耐震化や面積確保等のための分割・移転等を進めます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
①留守家庭児童対応の定員数(登録児童数)	①11,761人	①24,463人
②放課後キッズクラブの実施校数	②89校	②全校
③必要な分割・移転を行う放課後児童クラブ数	③12クラブ (25年度)	③必要な分割・移転を終えた全クラブ

◎全ての子どもたちが参加できる異年齢児間の遊びを通じた交流の場は全小学校に整備しており、継続して実施します。



### ○プレイパーク支援事業

公園等において子どもの創造力を生かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
活動支援回数	1,145回(年間延べ) (25年度)	1,240回(年間延べ)

### ○寄り添い型学習等支援事業

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

### ○子どもの体力向上事業

児童が主体的・日常的に体を動かす習慣を身に付けることを目的に、「いきいきキッズ事業」として、小学校の中休みや放課後を活用し、保護者やスポーツ指導者の協力の下、児童が関心を持てる運動やスポーツを紹介し、定期的に運動に親しむ機会を提供しています。

【25年度実績】参加者数：67,579人、実施回数：783回

### ○青少年育成に係る人材育成・活動推進

社会全体で子どもを育む取組を進めていくため、(公財)よこはまユースを中心に、地域で青少年を支える方たちが主催する研修会への講師派遣や、「青少年の居場所づくり」をテーマに支援者同士の情報交換や意見交換を行うフォーラムの開催等を通じて、青少年育成に取り組む人材を育成するとともに、青少年育成のための活動の活発化と効果的な推進を図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	64回

### ○発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進

幼保小中高まで連続したキャリア教育を推進し、自分らしさを発揮しながら、社会とのつながりを実感するとともに、働くことの意義や尊さを理解し、将来に向けた自分の生き方を見出していくことのできる力を育みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	18ブロック



### 【コラム】青少年健全育成活動の推進役～青少年指導員について～

地域の青少年健全育成活動の中心的な存在として、約 2,600 人（平成 26 年 4 月時点）の青少年指導員が市長から委嘱され、様々な活動を行っていることをご存知でしょうか？

青少年指導員は、地域の自治会・町内会や、子ども会などの青少年関係団体、青少年関係機関、更にはスポーツ推進委員、民生・児童委員など地域の関係者と連携をとりながら、レクリエーションやスポーツ活動のほか、青少年に望ましい地域づくりのためのパトロールや社会環境調査、あいさつ運動、青少年指導者の育成など、地域の実情に応じた様々な活動を行っています。



「あいちゃん」は、青少年にやさしい環境を願ってつくられた、横浜市青少年指導員のシンボルマークです。



活動事例（青少年指導員主催による港北区ベクトルロケット大会の様子）

社会環境の変化とともに、青少年指導員に対する社会的要求や期待も変化していきますが、青少年の育ちにとって、身近な地域における人とのつながりが大切であることは変わりありません。

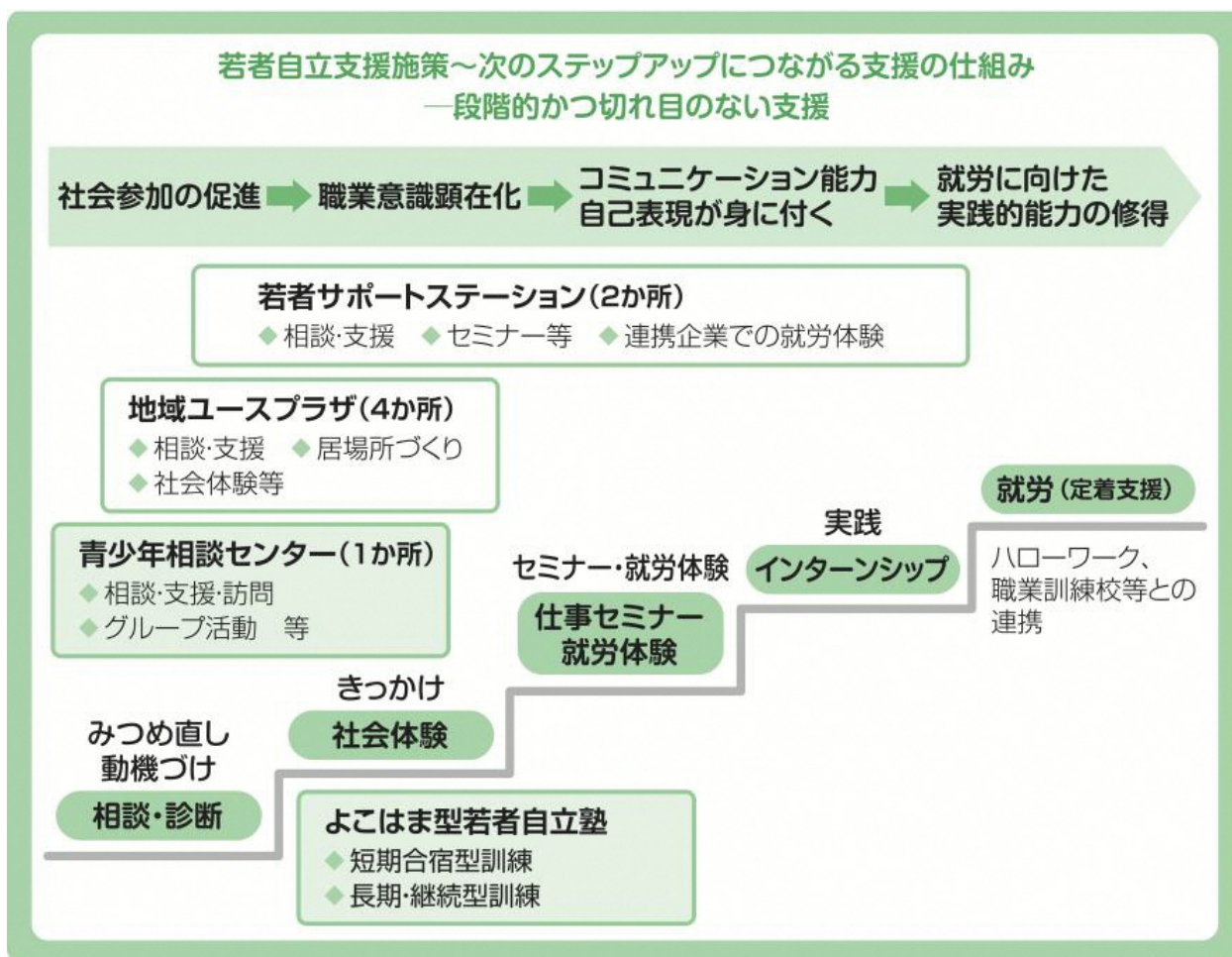
地域ぐるみで青少年を育成するための推進役として、青少年指導員の役割はますます重要となっています。

## 基本施策④ 若者の自立支援の充実

## 現状と課題

## ◆若者に対する自立支援の必要性

- 「横浜市子ども・若者実態調査」（平成24年度）によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態が少なくとも約8,000人、無業状態が約57,000人と推計されています。
- このひきこもりや無業状態の若者のうち、本市による自立支援につながっている若者は一部であり、これらの支援につながっていない若者をどのように支援につなげていくかが課題となっています。そのため、若者を適切な相談支援機関につないでいく仕組みづくり、学校（教育）と連携した社会（就労）への移行支援の強化などが必要です。
- 困難を抱える若者の心身の状況や、その状況に至るまでの社会・経済的な背景は多様かつ複雑であり、若者一人ひとりの状況に応じた段階的な支援が必要です。



- ひきこもりや無業状態が長く続くと、若者はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があるため、なるべく早期に支援を行う必要があります。特に、生活保護を受けていたり、経済的に困窮していたりするなど養育環境における課題があり、支援が必要な家庭で育つ小中学生等に対し、生活支援、学習支援等を実施することにより将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることが必要です。

- さらに、若者支援団体や相談機関による支援がより充実したものとなるよう、支援の内容や手法の共有を行うなど、連携を強化していく必要があります。特に、方面別に設置された地域ユースプラザが地域の関係機関及び区役所との連携、地域とのネットワークづくりを更に強化して、困難を抱える若者に対して包括的な支援を提供していく必要があります。
- 若者サポートステーションの利用者の中には、経済的困窮状態にあったり、福祉や医療に関する支援が必要であったりするなど、複合的な課題を抱える若者も多く存在します。支援を必要としながら、これまで若者サポートステーションにつながってこなかった若者への対応を含め、一人ひとりの状況に配慮したきめ細かい支援を提供するため、相談体制を充実させていく必要があります。
- 困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるよう、段階的で多様なセミナー、社会体験、職業訓練を提供していく必要があります。特に、長期にわたってひきこもり状態にあるなど生活習慣の改善が必要な若者について、社会性を身に付けるための体験機会の提供、共同生活を通じた生活リズムの立て直しなどの支援を行っていく必要があります。

#### ◆社会的な支援のための環境整備の必要性

- 社会的な支援を受けながら働き続けることができる環境づくりのため、地域や企業の理解を得ながら、若者が主体的に活動できる場を増やしていく必要があります。
- 若者がそれぞれの状況に応じて、自立に向けてステップアップできるような支援を充実するため、就労体験、就労訓練の受入れなど、困難を抱える若者への支援について理解、協力を企業等に求めていく必要があります。

## 施策の目標・方向性

**1 若者自立支援機関による相談支援を充実します。**

- 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について、総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関や区との連携をより一層強化し、きめ細かく切れ目のない支援を行うための体制を充実させていきます。
- 地域ユースプラザでは、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する居場所の提供を中心に、第一次的な相談や社会体験プログラムを実施していきます。また、地域で若者の支援活動を行っている団体や区と連携し、地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。
- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら継続的な支援を行っていきます。

**2 様々な社会資源の連携を図り、困難を抱える若者が自立に向けてステップアップできるような支援に取り組みます。**

- 若者自立支援機関による困難を抱える若者一人ひとりの状況に応じた段階的な相談への対応や支援を行うとともに、生活習慣の改善に向けた支援が必要な若者に対しては、よこはま型若者自立塾による共同生活を通じた訓練の提供を充実させていきます。
- 若者自立支援機関を中心に、関係機関、地域、学校、企業等との連携を更に強化し、困難を抱える若者に対する就労や自立に向けた支援に取り組んでいきます。
- 青少年相談センターでは、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に、若者の様々な問題や若者支援についての理解を深めるとともに、より適切な支援へつなげていくことを目的とした研修を行い、本市全体の支援者のスキルアップを図ります。また、地域ユースプラザでは、地域で若者の支援活動を行っている団体や区を対象に連絡会・研修会を実施し、地域における若者の自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。

**3 子ども一人ひとりが、家庭の状況にかかわらず、将来の自立に向けていきいきと学び、のびのびと成長していくための環境を整えます。**

- 生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対して、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、生活支援、学習支援等を充実させます。

**4 子ども・青少年を取り巻く課題に対し、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。**

- 青少年の地域活動拠点や身近な居場所づくりを進め、学校、区役所、家庭、身近な居場所、関係機関等のネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実

させるとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

- 困難を抱える若者や保護者の方が、自ら相談への一歩を踏み出すのが難しい状況にあることから、学校、区役所など、市民に身近な施設等を通じて支援につなげることが重要です。そのため、市民に身近な区役所等において、困難を抱える若者等がいる家庭と関わりがあった際に、スムーズに支援機関につなげられるよう、市職員の研修等を強化していきます。

#### ◆指標

指標	直近の現状値	目標値 (31年度末)
若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	2,800人
若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	917人 (25年度)	1,500人

#### 【コラム】ユースサポーター訪問事業について

横浜市青少年相談センターでは、平成19年度から、全国の自治体に先駆けて、外出が困難なひきこもりや不登校の状態にある利用者に対し、同世代の大学生や大学院生等が家庭訪問などを行うユースサポーター訪問事業を実施しています。

ひきこもり状態などにある青少年にとって、年齢の近い、お兄さん、お姉さんのような人との出会いが社会参加の一歩を踏み出すきっかけとなることも多く、親しみやすいユースサポーターに悩みを聞いてもらったり、共通の趣味の話やゲームをしたり、近所への散歩や公園での軽スポーツ等を通じて対人関係の経験を積み重ね、次のステップへ進むことができます。

ユースサポーターは、市内にあるキャンパスの大学のうち、社会福祉学又は心理学の専攻がある大学を中心に学生を募集し、ひきこもり等の状態にある若者の自立支援に関する知識と理解があり、利用者に心理的配慮のできる方を選考の上、事前研修を行った後にユースサポーターとして登録します。

事業を開始した平成19年度から平成25年度までに、53名をユースサポーターとして登録し、43名の利用者に対し、計452回の派遣を行ってきましたが、こうした本市の取組等を参考に、平成25年度からは、厚生労働省が全国の自治体に向けて「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を開始しました。

本市だけでなく、各地の自治体においてもサポーターの養成・活用が進み、一人でも多くの困難を抱える青少年が、社会への第一歩を踏み出すきっかけとなっていくことを期待します。



**主な事業・取組** ※毎年度の事業費については、財政状況等を踏まえ、予算編成において決定します。

**○青少年相談センター事業**

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた継続的な支援を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,894人 (25年度)	20,000人

**○地域ユースプラザ事業**

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じ、身近な地域で、若者の自立支援を行います。また、地域の団体や区を対象に連絡会・研修会を実施し、地域における若者自立支援の資源や課題を共有することにより、連携強化に取り組んでいきます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	19,040人 (25年度)	22,000人

**○若者サポートステーション事業**

「若者サポートステーション」において、働くことや自立に不安や悩みを抱えている若者と保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、短期間での就労体験などのプログラムを提供します。

また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	18,990人 (25年度)	25,000人

**○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）**

経済的困窮状態にある若者に対する相談支援を強化するため、若者サポートステーションに相談員を配置します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
延べ利用者数	6,627人 (25年度)	7,000人

### ○よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
利用者数 ①短期合宿型 ②長期継続型(180日間)	①954人 ②13人×180日 (25年度)	①1,374人 ②50人×180日

### ○寄り添い型学習等支援事業（基本施策②の再掲）

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援、学習支援等を実施します。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
実施区数	12区 (25年度)	18区

### ○青少年の地域活動拠点づくり事業（基本施策②の再掲）

青少年の成長を支援するため、中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」を民間ビルのスペースなどを活用して設置しています。

今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。

	【直近の状況】	【31年度末の目標】
地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	18か所

子ども・子育て支援事業計画 各年度実績

基本施策②: 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

資料4-別紙2

<指標>

No.	指標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度末の目標
1	青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	42,927人 (25年度)	46,307人	41,728人	41,469人	39,830人	34,510人	142,200人
2	将来の夢や目標を持っている中学生の割合	71.8% (25年度)	68.90%	68.60%	68.20%	71.30%	67.10%	75%以上

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	目標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度末の目標
1	青少年の地域活動拠点づくり	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所	18か所
2	青少年の自然・科学体験活動の推進	施設利用者及びプログラム等参加者数	397,577人 (25年度)	447,927人	433,270人	457,740人	466,848人	395,227人	465,500人
5	寄り添い型生活支援事業	実施区数	12区(25年度)	18区 ・寄り添い型生活支援事業:7区 ・寄り添い型学習支援事業:13区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:8区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:9区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:11区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:13区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区
6	こどもの体力向上事業	—	参加者数: 67,579人 実施回数: 783回 (25年度)	参加者数: 73,083人 実施回数: 684回	参加者数: 71,950人 実施回数: 707回	参加者数: 87,501人 実施回数: 766回	参加者数: 80,812 実施回数: 672回	参加者数: 76,829人 実施回数: 705回	(推進)
7	青少年育成に係る人材育成・活動推進	「子ども・若者どこでも講座」実施回数	43回 (25年度)	55回	55回	60回	63回	60回	64回
8	発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進	小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	4ブロック (25年度)	8ブロック	8ブロック	11ブロック	11ブロック	11ブロック	18ブロック



子ども・子育て支援事業計画 各年度実績

基本施策④:若者自立支援の充実

<指標>

No.	指標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度末の目標
1	若者自立支援機関の新規利用者数	2,085人 (25年度)	1,697人	1,808人	2,088人	1,907人	1,870人	2,800人
2	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた	917人 (25年度)	1,225人	1,066人	1,166人	1,038人	1,198人	1,500人

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	目標	計画策定時	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度末の目標
1	青少年相談センター事業	延べ利用者数	18,894人 (25年度)	21,046人	21,186人	23,550人	22,782人	23,239人	21,600人
2	地域ユースプラザ事業	延べ利用者数	19,040人 (25年度)	20,901人	21,111人	20,448人	18,503人	17,191人	22,000人
3	若者サポートステーション事業	延べ利用者数	18,990人 (25年度)	19,839人	18,597人	17,787人	18,503人	15,843人	25,000人
4	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	延べ利用者数	6,627人 (25年度)	7,845人	8,439人	7,171人	6,904人	6,978人	8,500人
5	よこはま型若者自立塾	利用者数 ①短期合宿型 ②長期合宿型(180日間)	①954人 ②13人×180日 (25年度)	①1,096人 ②24人、延べ3,046日	①768人 ②22人、延べ3,629日	①658人 ②26人、延べ2,355日	①719人 ②15人、延べ1,726日	①577人 ②20人延べ、2,389日	①1,374人 ②50人×180日間
6	寄り添い型生活支援事業 (基本施策②の再掲)	実施区数	12区(25年度)	18区 ・寄り添い型生活支援事業:7区 ・寄り添い型学習支援事業:13区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:8区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:9区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:11区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区 ・寄り添い型生活支援事業:13区 ・寄り添い型学習支援事業:18区	18区
7	青少年の地域活動拠点づくり	地域活動拠点の設置数	5か所 (25年度)	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所	18か所

【基本施策②】学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進  
＜指標＞

No.	指標	理由	今後の取組の方向性
1	青少年地域活動拠点の年間延べ利用人数	青少年の地域活動拠点の目標数18か所に対し、設置が6か所にとどまっていることや、対象としている中高生や地域の中でも拠点の認知度が低い ため、利用者の増につながっていない。	青少年に効果的な事業周知を検討・実施することで、より多くの青少年の利用に繋がります。

## ＜主な事業・取組＞

No.	事業・取組名	目標	理由	今後の取組の方向性
1	青少年の地域活動拠点づくり事業	地域活動拠点の設置数	令和2年度に新たに青葉区に設置予定ではあるが、事業全体としては、事業の効果検証に時間を要している等の理由で設置数が見込みを大きく下回っている。	青少年の地域活動拠点が区における青少年支援のネットワークの中心となり、地域全体で青少年を見守る環境づくりを目指します。既実施区との検討ワーキングの実施や地区センター等既存施設との連携強化を図ることで、区における青少年育成ネットワークの構築や予防的支援を充実させ、18区での事業実施に繋がっていきます。
6	発達の段階に応じた連続したキャリア教育の推進	小中一貫教育推進ブロックごとのキャリア教育実践推進ブロックの指定	新学習指導要領の全面实施(令和2年度は小学校、令和3年度は中学校)に向けて、各学校が教科のカリキュラム編成に注力しているため、推進校の拡充に至らなかった。	令和2年度は、推進校を4校(小3校中1校)指定し、ブロック内の小・中学校が連携して、自分づくり(キャリア)教育の系統的な実践を引き続き推進していきます。

【基本施策④】若者の自立支援の充実

<指標>

No.	指標	理由	今後の取組の方向性
1	若者自立支援機関の新規利用者数 ※青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾の新規利用者数の合計	<p>計画策定時2,085人だったのに対し元年度末は1,870人となっており、新規利用者数が減っているため。</p> <p>ひきこもり等困難を抱える若者は、相談につながりにくい傾向が強いことが考えられるため、これまで、必要な方に支援を届けられるよう、講演会や区役所での専門相談に加え、地域ケブラザ等でのセミナー・相談会を新たに開始するなど、地域に出向いた相談等を実施してきた。利用者数の増までにはつながっていないが、ケース対応についての相談や助言等、関係機関を支援する役割を求められることが増えてきている。</p> <p>また、若者自立支援機関の中でも、とりわけ、若者サポートステーションの新規利用者数が減少しているが、その理由として、ここ数年、主要な経済指標(失業率・有効求人倍率等)が良好な水準であったことなどが考えられる。</p>	<p>地域に出向いた相談や支援者向け研修・啓発の継続実施を行います。</p> <p>また、区こども家庭支援課、生活支援課や教育委員会との連携により、支援が必要な方を早期に支援に繋げる仕組みを検討していきます。</p>

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	目標	理由	今後の取組の方向性
2	地域ユースプラザ事業	延べ利用者数 (区専門相談含む)	<p>計画策定時19,040人だったのに対し元年度末は17,191人となっており、延べ利用者数が減っているため。</p>	<p>メールでの相談やオンラインを活用した支援を開始するなど、相談しやすい環境整備を行うことで、新規利用者数の増加を図っていきます。また、利用していただくためのPRや地域に出向いた相談等の実施に力を入れることにより、ユースプラザの利用者増に努めていきます。</p>
3	若者サポートステーション事業	延べ利用者数	<p>計画策定時18,990人だったのに対し元年度末は15,843人となっており、延べ利用者数が減っているため。</p> <p>若者サポートステーションは、就職活動の進め方や仕事の選び方がわからないなど、ハローワークを利用する前段階としての支援を必要とする若者を中心に利用されているが、新型コロナウイルスの感染拡大前は、ハローワークの利用者数も前年度比で減少しており、好景気が影響し、延べ利用者数が減少した可能性が考えられる。</p>	<p>広報やチラシ、インターネット等で事業の周知に努めるほか、メール相談やオンラインの活用等により、若者が支援につながりやすい支援方法の検討・実施を進めていきます。</p>
5	よこはま型若者自立塾	利用者数 ①短期合宿型 ②長期合宿型(180日間)	<p>①短期合宿型の利用者数が計画策定時954人に対し577人と減っていること、②長期合宿型の利用者数が元年度末の目標に達していないため。</p>	<p>令和元年度は、合宿型訓練への参加が難しい方向けに通所型訓練を開始するなど、支援を必要としている方の実態に合わせた事業の運営を行いました。区等の関係機関に対する取組内容の周知をより一層強化していきます。</p>

参 考

# 横浜市が取り組む青少年施策

横浜市こども青少年局

青少年育成課・青少年相談センター

- 1 主に学齡期から思春期の青少年を対象にした  
「青少年健全育成施策の推進」
- 2 ひきこもりなど困難を抱える若者を対象にした  
「若者自立支援施策の充実」

# 1 青少年健全育成施策

## 青少年を育む地域の環境づくり

- ・ 青少年の地域活動拠点事業、（公財）よこはまユース（外郭団体）、社会環境改善事業、道志村自然体験推進事業、青少年の交流・活動支援事業

## 青少年育成に携わる団体等の支援

- ・ 青少年指導員、横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体、保護司会協議会

## 青少年関係施設の運営等

- ・ 横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年育成センター、青少年野外活動センター（3か所）

# 青少年の地域活動拠点

## <目的>

中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う。

## <事業内容>

- 青少年が気軽に集い、自由に活動する場の運営
- 青少年が仲間や異世代と交流する機会の提供
- 青少年を対象とした、地域資源を活用した社会参加プログラムの実施
- 青少年育成支援者の情報交流、ネットワークづくり、人材育成
- 主に中・高校生を対象とした学習支援等

## <設置箇所>

市内6か所に設置

(南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、都筑区、栄区)

# 公益財団法人よこはまユース

## ＜設立目的＞

すべての青少年が周囲の人々から見守られ、人のつながりの中で成長していくことができる社会を醸成するとともに、様々な体験を通じ青少年自らが学び育つ機会を提供することにより、未来を担う青少年の成長に寄与することを目的とする。

## ＜事業内容＞

- 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施
- 青少年の居場所の活動支援
- 自然・社会体験活動機会の提供
- 青少年の支援に関わる人材の育成等
- 指定管理施設（青少年育成センター、野島青少年研修センター）の管理運営
- 放課後キッズクラブ運営・支援



# 知っておきたい！子ども若者どこでも講座

子ども・若者を取り巻く課題（スマートフォン・インターネット、性非行、深夜はいかい等）を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣。  
（よこはまユース補助事業）

派遣する講師は、医療関係者、学識経験者などの専門職員等とし、申込みのあったテーマに沿った講師を事務局が選定します。

共通	主なテーマ	派遣講師の主な所属
地域の大人とつながりを持ちつつ、自己肯定感を保てるような関係をつくる。子ども・若者が、	子どものかかわり方	NPO法人CAPかながわ、NPO法人ワーカーズわくわく、青少年地域活動拠点
	青少年の居場所	青少年地域活動拠点、NPO法人さいたまユースサポートネット、(公財)よこはまユース
	インターネット・携帯電話	財団法人インターネット協会、子どもネット研
	性教育、性感染症等の問題	(公社)地域医療振興協会ヘルスプロモーション研究センター
	非行の問題	神奈川県警察本部、横浜市教育委員会
	薬物の問題	神奈川県警察本部
	若者の自立支援(ひきこもり、就労等)	横浜市青少年相談センター、若者サポートステーション、NPO法人育て上げネット
	リストカット、摂食障害等心の問題、心の教育	横浜市こころの健康相談センター、児童相談所
	自殺の問題	横浜市こころの健康相談センター



# 青少年指導員

## <目的>

地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的に設置（市長が委嘱、任期2年）

## <委嘱人数>

2,657人（平成31年4月1日現在）

## <事業内容（全市）>

- 全市一斉統一行動パトロール（深夜パトロール）
- 統一行動キャンペーン
- 社会環境実態調査
- 横浜市青少年指導員大会

## <地域・区での取組>

青少年のための体験活動の実施、防犯パトロール、あいさつ運動など

# 青少年の交流・活動支援事業

## <目的>

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施

## <経緯>

平成28年3月に廃止した横浜市青少年交流センター(西区)の代替策として、28年4月から青少年の交流・活動支援事業(中区桜木町)を開始

## <事業内容>

- 青少年が交流する機会の提供
- 青少年の体験機会や活動の場の提供
- 青少年に対する傾聴及び相談(保護者の相談を含む)
- 地域資源を活用した青少年の社会参加プログラムの実施
- 青少年と異世代との交流の促進



# 青少年関係施設

## ①横浜こども科学館(愛称:はまぎん こども宇宙科学館)

科学に関する資料及び装置の展示等を行うことにより、青少年の科学に関する知識の啓発を図り、もって創造性豊かな青少年の育成に寄与するために設置



## ②青少年施設(2か所)

青少年の健全育成を図るため設置しており、青少年の育成や交流活動を行うとともに、育成の取組の支援や相談、情報提供等を実施。



野島青少年研修センター  
(金沢区野島町)



青少年育成センター  
(中区住吉町、関内ホール地下)

# 青少年関係施設

## ③青少年野外活動センター(3か所)

青少年に自然環境における共同生活の場を提供することにより、その心身の健全な発達を図ることを目的に設置。



三ツ沢公園青少年野外活動センター  
(神奈川区三ツ沢西町)



くろがね青少年野外活動センター  
(青葉区鉄町)



こども自然公園青少年野外活動センター  
(旭区大池町)



## 2 横浜市の若者自立支援施策（経過）

- 平成18年度 こども青少年局誕生（4月）  
青少年自立支援研究会設置（6月）  
よこはま若者サポートステーション開設（12月）
- 平成19年度 青少年自立支援協議会設置（4月）  
西部ユースプラザ開所（10月）
- 平成20年度 よこはま型若者自立塾開始（10月）  
南部ユースプラザ開所（11月）
- 平成21年度 北部ユースプラザ開所（3月）
- 平成22年度 湘南・横浜若者サポートステーション開設（6月）  
横浜市子ども・若者支援協議会設置（7月）
- 平成24年度 子ども・若者実態調査の実施（8月）  
東部ユースプラザ開所（3月）
- 平成27年度 困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業実施
- 平成29年度 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談実施

# ひきこもりの推計数

～横浜市子ども・若者実態調査（平成29年度）～

横浜市内のひきこもり群の推計数 約15,000人（1,046千人×1.39%）

項目	横浜市	内閣府(*1)	東京都(*2)
標本数	3,000人	5,000人	3,000人
回収数 (率=回収数/標本数)	1,004人 (33.5%)	3,115人 (62.3%)	1,388人 (46.3%)
ひきこもり群の出現率	1.39%	1.57%	0.72%

\* 1) 内閣府:平成27年度 若者の生活に関する調査

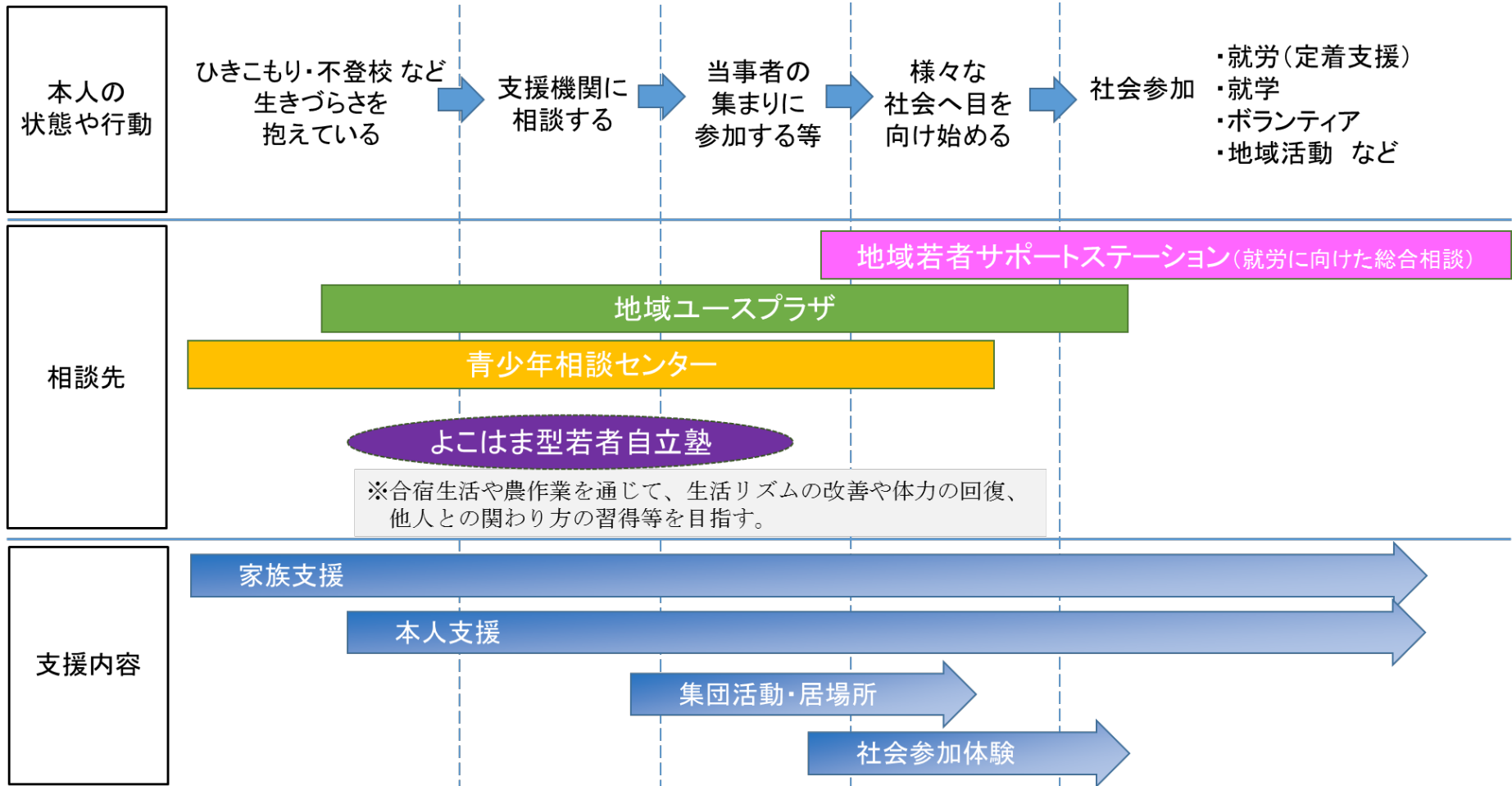
\* 2) 東京都:平成19年度 若年者自立支援調査研究(調査の対象年齢は15～34歳)

## ひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である」

# 次のステップアップにつながる支援の仕組み

## － 段階的かつ切れ目のない支援 －





# 横浜市若者自立支援機関

設置	横浜市直営	本市補助	国委託事業＋本市補助・委託
対象者像	本人が相談に来所できない、複合的課題を抱えているなど、より深刻な状態の方	本人が来所できる、社会に目を向け始めるなど、ひきこもりからの回復期にある方	就労への課題はあるが、生活面で自立し、就労を目指す方
機能の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年に関する総合相談</li> <li>・困難を抱える若者の自立に向けた支援</li> <li>・地域関係機関・団体等の人材育成、連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次的な総合相談</li> <li>・区におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談</li> <li>・ひきこもりからの回復期にある若者の居場所の運営</li> <li>・社会体験プログラムの提供</li> <li>・地域の関係機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり</li> <li>・応援パートナーの養成・派遣</li> <li>・ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に向けた相談支援</li> <li>・就労に必要なセミナー等の開催</li> <li>・企業等連携した就労体験、インターンシップ</li> <li>・就労後の定着支援</li> </ul>
主な配置 専門職	社会福祉職、心理職(嘱託員)、精神科嘱託医(非常勤)	社会福祉士(常勤)、心理職(非常勤)、精神科嘱託医(非常勤)	キャリアコンサルタント
設置場所 ・箇所	南区(1か所)	鶴見区、旭区、磯子区、都筑区(4か所)	西区、港北区、鎌倉市(大船駅周辺)(3か所(常設サテライトを含む))

# 横浜市青少年相談センター (ひきこもり地域支援センター)

## <目的>

青少年の健全な育成を目的とする団体等との連携を図りつつ、青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参加の支援等を行うことを目的とする。

## <対象者>

市内に居住する15歳から39歳までの青少年及びその家族  
※厚生労働省「ひきこもり地域支援センター」として、ひきこもりに関する一次的なご相談は、年齢にかかわらずお受けしています。

## <開所日>

昭和38年8月

## <相談、支援方法>

電話相談 来所相談 アウトリーチ

## <支援活動>

グループ活動、宿泊体験、家族セミナー、家族心理教育、心理検査、ユースサポーター訪問等

## <設置箇所>

南区浦舟町



【青少年相談センター】



【支援者向け研修の様子】

# 地域ユースプラザ

## <目的>

青少年相談センターの支所的機能を有し、思春期・青年期問題の第一的な総合相談や、自立に向けた青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行うことを目的とする。

### ●対象者

市内に居住する15歳から39歳の若者及びその家族。

### 東部ユースプラザ (鶴見駅)

～対象区～

鶴見区、神奈川区、  
西区、中区、南区

### 西部ユースプラザ (二俣川駅)

～対象区～

保土ヶ谷区、旭区、  
泉区、瀬谷区

### 南部ユースプラザ (磯子駅)

～対象区～

港南区、磯子区、  
金沢区、戸塚区、栄区

### 北部ユースプラザ (センター南駅)

～対象区～

港北区、緑区、  
青葉区、都筑区

### 事業内容

- (1) 第一的な総合相談(電話相談、来所相談、家庭訪問等)
- (2) 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施
- (3) 不登校・ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営
- (4) 社会体験、就労体験のプログラムの実施
- (5) 地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり
- (6) 応援パートナー(地域の理解者・協力者)の養成・派遣
- (7) ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施(30年度新規)



【体験プログラムの様子】

# 地域若者サポートステーション

## <目的>

地域や企業、NPO法人等とネットワークを構築し、若年無業者や社会的ひきこもり状態にある若者たちの、社会参加や就労に向けた包括的・継続的な支援を実施することで、社会的自立、職業的自立を図ることを目的とする。

## <対象>

15歳から39歳の青少年とその家族

※R2年度から「サポステ・プラス」(愛称)として、40歳から49歳までの方及びそのご家族も支援

## <事業内容>

- 職業的自立に向けた相談(本人、保護者)
- 臨床心理士等による個別相談
- セミナー(「学び直し」、「体力づくり」等)、体験プログラムの実施
- 学校連携の推進
- 職業資格取得の促進(資格取得に関する経済的支援等)



【セミナーの様子】

よこはま若者サポートステーション

(西区北幸(横浜駅))

※新横浜サテライト(港北区(新横浜駅))

湘南・横浜若者サポートステーション

(鎌倉市小袋谷(大船駅))

# よこはま型若者自立塾

## <目的>

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、共同生活を通じて、低下した体力を回復するための体づくり、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方などの生活改善に向けた支援を目的とする。

## <対象者>

無業やひきこもりなどを含む、自立・就労に困難のある15歳から39歳までの若者で、体力の向上や生活リズムの立て直しを必要とする者

## <運営法人>

NPO法人

ヒューマンフェローシップ

## 事業内容

### ◆短期合宿型訓練『ジョブキャンプ』(数日～2週間程度)

- ・宮城県石巻市等における地域交流会、ボランティア活動、就労体験等
- ・専用農地「にこまるソーシャル・ファーム」における体験合宿

### ◆長期合宿型訓練(6か月程度)(磯子区岡村)

- ・短期合宿型訓練では自立に至ることができない、またはひきこもり状態に戻りかねない若者に対する支援の実施
- ・専用農地・生活拠点を活用した生活訓練、就労訓練の実施

### ◆『うんめえもん市』の開催

- ・就労体験として、区役所等での物産販売、お弁当の調理等を実施



【専用農地「にこまるソーシャル・ファーム」での活動】



# 寄り添い型生活支援事業

## <目的>

養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、生活・学習支援を実施することにより、生活能力の向上を図り、自立した生活を送れるようにすることを目的とする(令和2年9月現在 13区14か所)。

対象者	生活保護世帯及び経済困窮状態等にある家庭、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生及びその保護者
支援内容	・手洗い、歯磨きの練習、簡単な調理、食卓の準備、洗濯や掃除等の指導 ・宿題や復習等を中心とした学習支援 ・対象者とその保護者への相談支援
運営主体	社会福祉法人、NPO法人等の法人に委託
施設	常設の居場所を設置し生活支援・学習支援を実施
頻度	原則として週5日、1日あたり5時間 ※ 原則として、利用は対象者一人あたり週2回程度
スタッフ	統括責任者1名、生活支援スタッフ1名のほか、利用人数に応じて必要な支援スタッフ等を配置

# 横浜市子ども・若者支援協議会

「子ども・若者育成支援推進法」(平成22年4月施行)で定められている「子ども・若者地域支援協議会」を、政令指定都市として初めて設置。(平成22年7月)

社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークを形成し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、平成22年度より、横浜市子ども・若者支援協議会を設置しています。

## 所掌事務

- ア 子ども・若者の育成支援に関する必要な情報交換及び支援の内容に関する意見聴取
- イ 子ども・若者の育成支援に関する必要な調査・研究
- ウ 子ども・若者の育成支援の内容に関する検証
- エ 協議、調査・研究及び検証の結果に基づく、困難を有する子ども・若者に対する支援の推進
- オ その他、前条の目的を達するために必要な事務

## 委員構成

若者支援を専門とする有識者、困難を抱える若者の自立支援に携わっている方、地域で活動している方など

※令和2年度テーマ:横浜市青少年に関する調査の内容について



## 意見書

委員氏名 \_\_\_\_\_

## 《審議事項》

	意見等の有無	御意見・御質問 記入欄
横浜市子ども・子育て会議支援事業計画（施策②・④）の点検・評価について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	